

気になる相談（令和7年5月）  
太陽光発電システムの点検商法が増えています

太陽光発電システムの点検に関する相談が全国的に増えています。相談には、自宅を訪れた事業者から、太陽光発電設備の点検が義務化されていると言われ、無料点検を勧められたケースや、点検後に太陽光パネルの洗浄等の契約を迫られたというケースなどがあります。定期的なメンテナンスは重要ですが、契約を迫る事業者に対しては、慎重に対応することが必要です。

**【相談事例】**

- 突然自宅を訪れた業者に、無料で太陽光パネルの点検を勧誘されたのでお願いした。後日業者が点検したところ、洗浄などが必要と言われ、契約した。工事は未着工だが、代金は工事終了前に支払うことになっている。友人から「高すぎる」「詐欺ではないか」と言われ不安になったので業者の信用性などについて教えて欲しい。
- 知らない業者から電話があり、「太陽光パネルの点検が義務化された。パネルから火事になることもある。無料点検する」と言われ、来訪に応じたが、不審に思い後から断った。太陽光パネルの点検義務化は本当か。

**【注意点】**

- 自宅の太陽光発電システムが点検義務の対象になるかどうかは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく FIT 制度・FIP 制度の利用の有無や出力等により異なります。
- 「点検が義務化された」「無料で点検する」などと言って契約を迫るケースが見られます。また、「太陽光パネルが原因で火災が起こっている」などと不安をあおり勧誘する業者もいます。
- 太陽光発電システムの点検をきっかけに、屋根などの不要な別工事の契約を迫られる場合もあります。

**【対処法】**

- 事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。わからない場合には、設置事業者等に相談してください。
- 太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せず、複数社から見積もりを取り、点検内容や費用等をよく確認しましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。
- 不安に思った場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| 消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター (TEL:089-925-3700) |
|-------------------------------------------------|